

## 奈良県告示第二百八号

昭和六十年十月奈良県告示第四百五十二号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月一日から施行する。

平成二十七年十月二十日

奈良県知事 荒井正吾

三中「平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで」を「平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで」に改める。